

競 輪

24-2-082

24 J K A 公福第 1 号

平成 24 年 4 月 1 日

社会福祉法人 大東福祉会
理事長 杉原 浩志 殿

財団法人 J K A
会長 石 黒



平成 24 年度競輪公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業に関する補助金交付内定通知

平成 23 年 9 月 26 日付け特 23 第 140 号をもって補助金交付要望のありました事業に対する補助金交付につきましては、別紙のとおり内定しましたので、「競輪公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助を行うための業務方法に関する規程」第 8 条の規定に基づき通知します。

つきましては、同規程第 9 条に基づく補助金交付申請書を平成 24 年 5 月 31 日（木）までに本財団に提出して下さい。

なお、期日までに同申請書を提出されない場合は、受諾の意思がないものとして取り扱います。

24JK A公福第10号

平成24年5月16日

社会福祉法人 大東福祉会

理事長 杉原 浩志 殿

財団法人 J K A

会長 石 黒 克 巳



平成24年度福祉車両の整備補助事業の競輪公益資金による補助金交付
決定通知

平成24年4月27日付け特24第17号をもって補助金交付申請のありました
標記事業については、下記のとおり補助金の交付を決定しましたので、「競輪公益
資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助を行うための業
務方法に関する規程」第11条の規定に基づき通知します。

記

- | | |
|-------------|------------|
| 1. 事業の内容 | 貴申請のとおり |
| 2. 補助金の限度額 | 1,725千円 |
| 3. 事業の完了期限 | 平成25年3月31日 |
| 4. 補助金の支払方法 | |

補助金の支払い方法は、精算払い、若しくは分割払いのいずれかによるものとする。ただし、分割払いは、補助事業者が補助金の分割払いを受けなければ事業遂行に著しく困難をきたすと認められる場合に適用するものとする。

- | | |
|---------|--------|
| 5. 交付条件 | 別紙のとおり |
|---------|--------|

1. 補助事業名 平成24年度福祉車両の整備

2. 補助事業者 (福)大東福祉会
理事長 杉原 浩志
岐阜県大垣市東前一丁目79番地

3. 補助事業計画

(1) 目的

福祉車両の整備を行い、もって社会福祉の増進に寄与する。

(2) 内容

福祉車両の整備

移送車Ⅲ [車いす仕様 (リフト式)] 1台

(3) 実施場所

内定通知に基づき交付申請時に事前計画/自己評価書に記載し、提出のこと

4. 補助金の限度額 1,725千円

5. 事業の完了期限 平成25年3月31日

補助事業の実施をいつ開始するかについて、本財団は関与しません。ただし、交付決定前に支出した経費については、後日、当該事業に対する補助金の全部又は一部が交付決定に至らないときは、補助金の支払いが行われないことがありますのでご注意ください。